

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年10月17日開催 主要行等]

## 1. システム障害への対応について

- 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から非常に重要であり、各金融機関においては、自行のシステムリスクや、障害発生時の行内外の関係者間の連絡体制を含む復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応について今一度確認いただきたい。

## 2. 資産運用立国の実現に向けた取組について

- 9月27日、「新しい資本主義実現会議」の場において、岸田総理より、資産運用立国については、金融担当大臣を中心に年内に政策プランを策定するよう指示があり、これを受け、新しい資本主義実現会議の下に、「資産運用立国分科会」が設置された。
- 10月4日、第1回目の分科会が開催されたが、考えられる政策プランの一例として、大手金融グループによる資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表について検討するとされたところであり、今後、主要行等や親会社に協力いただくこともあろうかと思う。

## 3. 事業再生ガイドライン事例集の公表について

- 10月17日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用事例集を金融庁ウェブサイトで公表した。
- ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、事業者の経営改善・再生支援の強化

は喫緊の課題。未だガイドラインを活用したことのない金融機関においては、こうした事例を参考に、ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

#### 4. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、主要行等及び地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組を後押しする観点から、各行が公表した実績を取りまとめてHPで公表しており、10月6日、2022年度下期（10月～3月）分を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

※1 「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」は、2019年9月に、①新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合、②事業承継時における保証徴求割合の2つを設定している。

※2 主要行等：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行の9行。

#### 5. 有効事例・経営者保証ホットライン等に寄せられた意見について

- 経営者保証改革プログラムを踏まえて監督指針を改正し、2023年4月より保証契約締結時には、保証の必要性等をより詳細に事業者へ説明することを求めている。経営者保証に依存しない有効事例や、新規で設置した経営者保証ホットラインに寄せられた事業者からの声をお伝えする。

- 金融機関に財務局が行ったヒアリングでは、
  - ・ 経営者保証を徴求しない場合の決裁権限の見直しや、各支店の無保証融資割合を店舗間で共有する取組、
  - ・ また、正常運転資金の範囲内で行う短期借入や割引手形については無保証で対応する取組、といった前向きな事例が寄せられている。
- 一方、経営者保証ホットラインには、経営者保証を徴求する際に、その必要性等について、金融機関から具体的な説明が無かったといった事業者の声も複数寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。
- 各金融機関においては、こうした有効事例を参考に経営者保証に依存しない融資を促進していただくと共に、監督指針に沿った運用が徹底されるよう、営業店の職員等に改めて周知・徹底をお願いしたい。

## 6. LIBOR からの移行対応について

- LIBORについては、2023年6月末のドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての通貨・テナーのパネルLIBORの公表が停止された。これを踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、2023年6月末基準での「第5回LIBOR利用状況調査」を実施し、9月29日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、パネルドルLIBOR参照契約の移行対応は概ね完了しており、2023年6月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において既に対応方針は確定していることが確認された。また、シンセティックドルLIBORの利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど、限定的であることが確認された。
- 今回調査を含む全5回のLIBOR利用状況調査の結果を踏まえれば、LIBORからの移行対応全般が概ね完了したことを確認できたと言える。

- 金融庁としては、今回調査の結果を踏まえて、一部の金融機関が有する、対応方針が未確定の残存契約及び 2024 年 9 月末に公表停止が予定されているシンセティックドル LIBOR へ移行した契約の移行対応について、引き続き日本銀行と連携してモニタリングを行うとともに、その状況に応じた対応を促していく。該当契約を有する各金融機関においては、時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。

## 7. 金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポートの公表について

- 10 月下旬に、大手銀行グループにおける内部監査の取組状況及び課題認識を整理したレポート（「金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポート【大手銀行グループ】」）を公表予定である。これには、内部監査の高度化に向けたモニタリングの主な論点についても盛り込む予定である。

※ 2019 年 6 月にも、「金融機関における内部監査の高度化に向けた現状と課題」と題する文書を取りまとめ公表。

- まず、大手銀行グループ各行においては、総じて、前回レポート以降、それぞれの形で内部監査の高度化に向けて積極的に取り組んでいることが確認されたと考えている。グローバルかつ様々な金融サービスを提供する大手銀行グループにとって内部監査の充実は大事な課題であると考えており、経営陣においても、本レポートを参考に、内部監査の重要性・有用性に対する認識を一層高めて、引き続き、内部監査の高度化に取り組んでいくことを期待したい。

## 8. 外貨流動性に関するモニタリングについて

- 3メガバンクに対しては、昨年に引き続き、外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で調査を実施する。
- 海外における銀行の破綻事例等を受けて、国際的にも流動性リスクに対す

る関心が集まっているところ。金融機関の中には、今回の経験を踏まえ、改めて外貨流動性リスク管理の状況について確認した先もあると思うが、金融庁としても、外貨流動性リスク管理の一層の高度化に向けて、対話を継続していきたい。

#### 9. 信用リスク管理態勢の強化について

- 信用リスク管理は銀行業の基本であり、入口審査や期中管理等の高度化が重要である。こうした中、近時、金融機関ごとに異なる決算書を提出、または売上を水増し計上しているなど粉飾決算が発覚して破綻する事案など、突発的に信用コストが発生する事例も散見されており、改めて注意喚起したい。
- 各金融機関においては、これまでも信用コスト発生事案の振り返り等を行い、与信管理上の課題や改善に向けた対応を行っていると考えているが、粉飾決算期間が長期にわたっている事例が散見されていることなども踏まえ、与信先の的確な実態把握や融資実行時の用途確認、期中管理など、与信管理態勢の強化に引き続き努めていただきたい。

#### 10. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、2022 事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」という。）等を踏まえ、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。
- 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険、仕組預金、新興国通貨建債券を含む外貨建債券について、各金融機関において、
  - ・ リスク・リターン、コスト等の商品性の検証や想定顧客層の特定ができているか

- ・ 顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができてい  
か
  - ・ 他の金融商品と比較した際に、当該商品を提案・販売することの妥  
当性を確認しているか
- といった点を検証していく。
- また、仕組債についても、「仕組債の販売勧誘に関するガイドライン」をミ  
ニマムスタンダードとして、特に、「原則」に基づく対応ができてい  
るかについて検証していく。
  - このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みにつ  
いても、実態把握・検証を進めていく。
  - 経営陣においては、本日、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、  
先んじた検証や取組改善をお願いしたい。  
重点モニタリング先となった金融機関においては、双方向の議論の中  
で、「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたい  
と考えているので、協力をお願いしたい。

## 11. 中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechによるサイバー攻撃に ついて

- 9月27日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、中国を  
背景とするサイバー攻撃グループBlackTechによるサイバー攻撃に関する注  
意喚起が発出された。
- この注意喚起では、BlackTechの手法への具体的な対処方法が推奨されて  
いるが、推奨されている対処方法は、BlackTechに限らず、一般的に有効な  
対策である。

## 12. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- マネロン等リスク管理態勢の整備については、2024年3月末の態勢整備期限に向けて、取組を進めていただいていると承知している。
- 期限まで残り半年を切る中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いしたい。
- また、金融庁としては、各行の9月末時点の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。回答への協力をお願いしたい。

## 13. 資産運用立国について

- 10月4日、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置され、初回会合を開催した。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
  - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
    - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表
    - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
  - ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
    - ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正
    - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和

- ・ 新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム（日本版 EMP）の整備
- ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。

○ 政策プランの策定に向けては、様々な意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、協力をお願いしたい。

#### 14. Japan Weeks について

○ 9月25日から10月6日にかけて開催された Japan Weeks（ジャパン・ウィークス）では、様々なイベントが開かれ、岸田総理をはじめ政府関係者が、複数のイベントに参加した。

○ 一連のイベントでは、

- ・ 岸田総理から、例えば、運用対象の多様化の推進や、「アセットオーナー・プリンシプル」の策定など、資産運用立国の実現に向けた新たな施策が表明されるとともに、
- ・ 中でも最終日の「グローバル投資家とのラウンドテーブル」では、総理と世界を代表する投資家やアセットオーナーが一同に会し、日本への投資について前向きな発言が多く聞かれたほか、日本での資産運用の課題や政府への期待が述べられたと承知している。

○ このように、今回のジャパン・ウィークスは、資産運用立国に向けた政府の強いコミットメントや日本市場の魅力等を発信するとともに、様々な意見を収集する有意義な機会となったものと考えている。

○ これらの成果を踏まえつつ、今後、年末にかけて、資産運用立国の実現に向けた、具体的な施策について、各金融機関にも意見をたまわりつつ、検討していきたいと考えているので、引き続き、連携できれば幸い。

## 15. 10月G20財務トラックの成果物について

- 10月12日から13日にかけて、モロッコのマラケシュにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
  - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回のG20会合では、「暗号資産に関するG20ロードマップ」が採択された。今後は、①FSBが7月に最終化した規制・監督枠組みに関するハイレベル勧告等の実施、②非G20メンバー国へのアウトリーチ、③国際的な協調・協力・情報共有、④データギャップへの対処を行っていくことになる。また、暗号資産に関するFATFの継続中の作業及びFATF基準の実施への支持も示された。
  - ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
  - ・ その他の金融セクターの課題については、クロスボーダー送金及び気候開示に関するFSBの進捗報告書等が歓迎された。
- 12月より、ブラジルがG20議長国を務める予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

(以 上)